

さいたま市告示第1650号

「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更を行ったので、同法第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告するとともに、同条第2項の規定により当該計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和7年10月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 農用地利用計画の縦覧場所

さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課

2 農用地利用計画の縦覧期間

令和7年10月27日以降常時備え置いてあります。

3 連絡先

担当 さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課

電話 048(829)1377